## 【車載器の再セットアップ】

# 車両ナンバー変更時(車載器付きの中古車購入等)、車載器の移し替え時は 再セットアップを!!

- 車載器付きの中古車を購入又は譲渡を受ける場合および住所変更等により 車両のナンバープレートが変更になる場合や車載器を他の車両に移す場合、 けん引ができる構造に変更する場合などは、再度のセットアップ(車載器へ の車両情報の登録)が必要となります。再度のセットアップは、車載器を お買い求めになった販売店又は最寄りのセットアップ店にご相談ください。
- ※「普通車→普通車」「軽自動車→軽自動車」等の同じ料金設定車種の 車両に移す場合においても再セットアップが必要です。

正しくセットアップおよび再セットアップを行っていない場合

- ●正しい ETC のご利用とならず、開閉バーが開かない可能性があります。
- ●正しい通行料金が請求されない場合があります。
- ●ETC 利用照会サービスなど、一部の ETC サービスがご利用いただけません。
- ●各種 ETC 割引が適用されない場合があります。(時間帯割引等)

## 【車載器管理番号に関するお願い】

## 車載器管理番号は、ETC の各種割引サービスのための必要な番号です。

● 車載器管理番号は、お持ちの車載器又は車載器のパッケージに記載されている19桁の固有の番号で、ETCの各種割引サービスを受ける場合、あるいは今後の新たなサービスを受けるにあたって必要な番号です。『ETC車載器セットアップ申込書・証明書(お客様保存用)』を大切に保管していただくとともに、車載器管理番号を別に記録し、保管するようにしてください。

# 【障害者割引制度における ETC 利用について】

- ETC 無線走行で障害者割引の適用を受けるには、事前に福祉事務所等での手続きと、併せて有料道路事業者が設置する窓口への登録が必要になります。両方の手続きがなされていない場合、ETC 無線走行での障害者割引適用がされません。
- 事前に登録された ETC カードを、登録された車載器に挿入し、ETC レーンを無線通行した場合のみ割り引きが適用されます。
- ※ 既に ETC 無線走行以外の支払での障害者割引適用の手続きをしている場合でも、改めて同様の手続きと登録をする必要があります。
- ※ 通行料金の請求を受ける料金所でETCレーンが閉鎖されている場合は、係員のいるレーン(一般レーン又は混在レーン)で、一旦停車して係員にETCカードを渡し、身体障害者手帳又は療育手帳を呈示して確認を受けてください。料金精算機のあるレーンでは、「障がい者用呼出レバー」を下げて係員を呼び出してください。
- ※ ETC無線走行で障害者割引の適用を受けようとする場合でも、必ず身体 障害者手帳又は療育手帳を携行してください。
- ※ 障害者割引には有効期限があります。ご利用の前に有効期限を確認してください。なお、有効期限の更新手続きは福祉事務所等で行ってください。
- ※ 登録済の ETC カード、ETC 車載器、車両を変更される場合は、ETC のご利用前に福祉事務所等で変更手続きを行ってください。

### 【プローブ情報の利用及び取り扱いについて】

国土交通省、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社(以下、「道路管理者」と言います。)は、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビからプローブ情報を収集する場合における情報の利用や取り扱いについて、次の通りお知らせします。

プローブ情報をご提供いただくことで、より精度の高い道路交通情報などをドライバーの方々に提供することなどが可能となり、道路がより使いやすくなると期待されます。また、交通事故の削減や道路渋滞の緩和など環境負荷低減の取り組みにも活用する予定です。

なお、道路管理者はこのお知らせを変更することがあります。この場合には変更後のお知らせを道路管理者Webサイト等に掲載します。

### 1. プローブ情報

(1) ここで「プローブ情報」とは、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビに記録された走行位置の履歴などの情報で、道路管理者が管理するITSスポット(DSRC路側無線装置)\*1と無線通信を行うことによりETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビから収集される情報を言います。

なお、このプローブ情報から車両又は個人を特定することはできません。 プローブ情報として収集する情報は次の通りです。\*2

- ・ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビに関する情報(無線機に関する情報(製造メーカー、型番等)、カーナビゲーションに関する情報(製造メーカー、型番等))
- ・車両に関する情報\*3
- ・走行位置の履歴\*4
- ・急な車両の動きの履歴\*4
- ※1: 道路管理者とプローブ情報の収集に関する協定等を結んだ者が管理する ITSスポットを含みます。
- ※2: ただし、個別サービスの種類によっては、車載器のID付きプローブ情報として収集される情報以外の情報を利用する場合があるため、このようなサービスを利用する場合には、その利用や取り扱いについて、当該サービス提供者の説明を受け、同意した上で当該サービスを利用してください。
- ※3: 車載器のセットアップの際にご提供いただいた車両情報の一部です。 なお、この情報に、車台番号や、自動車登録番号又は車両番号の4桁の 一連番号は含まれないため、車両又は個人を特定することはできません (例: 「品川 500 あ 1234」では「1234」の部分は含まれません。)。
- ※4: 走行開始地点や走行終了地点などの個人情報にかかわる情報は収集されません。

### 2. プローブ情報の利用目的

- (1) 道路管理者は、プローブ情報を道路交通情報や安全運転支援情報の提供などドライバーへのサービス、道路に関する調査・研究、道路管理の目的に利用します。\*5
- ※5: 例えば、収集した走行位置の履歴を統計的に処理することで、区間の走行所要時間や、渋滞の影響を高い精度で把握し、ドライバーに情報提供することができます。また、急な車両の動きを統計的に処理することで、道路上の障害物の検知や、走行に注意が必要な箇所を把握し、ドライバーに情報提供することが考えられます。
- (2) 道路管理者は、(1)の目的以外でプローブ情報を利用しません。

26